

ニュー・ディール政策に関する諸説(二)

小松 聰

- 一 金融資本国家政策論(第一四号所収)
 - 二 「総資本」国家政策論(本号)
 - 三 「多元的国家」政策論
- むすびー「体制維持」国家

二 「総資本」国家政策論

右の議論とは異なり、ニュー・ディール政策の基本として、「社会改革」政策面をとりわけ重視する。がしかし、それをいぜんとして資本国家による資本利益に合致した総資本のための政策とする見解が、本議論である。同論としてはP・M・スウィーजी、E・S・グリーンバーグ、B・Γ・カレンスキー、加藤栄一および藤井洋氏などの所説をあげることができよう。⁽¹²⁾

- (12) P. M. Sweezy, *The Present As History*, 1954, E. S. Greenberg, *Serving the Few*, 1974, 下森義広『巨大企業と国
家』(光和堂、一九七九年)、B・Γ・カレンスキー、A・B・ドミトリエフ、稲子恒夫監訳『現代のアメリカ政治学』
ニュー・ディール政策に関する諸説(二)

〔青木書店、一九七六年〕、加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』（東大出版会、一九七三年）、同「現代資本主義の歴史的位置」〔『経済セミナー』、一九七四年二月号〕、同「現代資本主義論の視角」〔『経済学批判』、第一号〕、安保哲夫「ニューディールの『反独占政策』と三十七年恐慌」〔『経済学批判』、第五号〕、藤井洋「国家独占資本主義としてのニューディール」〔『東大社会科学研究』、第三卷第四号〕など。以下、断わらないかぎり同。

同論の骨子はほぼ次のようにまとめられよう。

(1) 個別資本の特殊的利益と総資本の全体的利益の区別、および前者からの後者の相対的自立化。そして後者すなわち総資本ないし金融資本総体の利益を代表するものとしての現代国家の指定。「国家だけが『総資本』としてあらわれ……その共通な利益を表現することができる」(B・Γ・カレンスキー、前掲訳、三五頁)、総資本は、個別資本の利害を規制し、「支配階級の個々のグループの利益に反してさえ」、「国家……諸方策」を「すすめ」(同)うる立場にある。

(2) 第一次大戦後、資本主義諸国の政治的条件が大幅に変化したこと。ソ連社会主義国の出現と並んでとくに第一次大戦の総力戦に伴う労働者・大衆の戦時大量動員や「城内平和」の下での労働者権利の拡張等の結果、労働者階級の政治的力量が飛躍的に増大した事実が重要である。同政治的要因は、大恐慌の勃発による「資本主義が経済原則をかなり長期にわたって充足しえなくなるような……社会的物質代謝の混乱閉塞」状況と結びついて、未曾有の「反体制運動の昂揚による体制危機」(加藤栄一『フ』、七一頁)を醸成した。

(3) そこで、「総資本」国家が出勤して個別資本の反対と抵抗を抑えて、そうした「反体制エネルギーを体制内に吸収していく」ために、労働基本権保障や社会保障等「広範囲な改革のプログラム」(P. R. Sweezy, op. cit., p. 56, 前掲訳、六八頁)ないし「労働基本権の承認と『完全雇用』の約束」を中心とする労働有和策(加藤栄一、「位置」、四〇

頁)を展開せざるをえなくなった。それは強大化した労働勢力をなだめ・懐柔し、「反体制エネルギーを抑制」して「体制を危機から救出する」ために、労働者や「反体制運動の要求を……可能な限りとり入れ」た「政治的操作」としての国家Ⅱ総資本による止むをえざる「譲歩」(加藤栄一『ワ』、七一、八二、七二、七一、三六頁)であった。それが「ニュー・ディールにお」ける『ブルジョワ民主主義』的諸政策」(同、三六頁)にほかならない。

(4)同操作による「革命エネルギーの吸収」Ⅱ資本主義体制の安定化・維持は、金融資本支配体制の維持したがって金融資本の利益保障を意味する。それゆえニュー・ディールの「改革と譲歩の政策」は、たとえ個々の「資本家たちに気に入」らないものであっても、「資本家階級の長期的な利益に役立つ」(P. M. Sweezy, op. cit., p. 195, p. 57, p. 56, 邦訳、二二七、六九頁)のであり、そこでも金融資本的利益が貫徹されているのは変りない。その意味で、「ルーズベルト政権が行なった『ニュー・ディール』の社会改革が、まさにこの種の方策」(B・Γ・カレンスキー、邦訳、三五頁)すなわち金融資本の利益と合致した、資本総体の利益のための一種の資本政策であり、⁽¹³⁾ ニュー・ディール国家がいぜんとして(総)資本国家であったのには違いない、というのが主旨である。

(13) このばあい、E・S・グリーンバーグは、ニュー・ディールの社会改革諸政策のうち、社会保障制度は「高度に保守的なもの」で「老令者及び失業者に対する最少限の給付を提供」するのすぎなかったし、またワグナー法による「労働組合の合法化」も、企業にとって「決して取るに足りないものでなかった」にしても、じっさいには「労働側に対する国民総所得の相対的な分け前の分配に何らの影響も与えてこなかった」(E. S. Greenberg, op. cit., p. 116, p. 118, pp. 118—119, 邦訳、一五六、一五八、一五九頁)として、同改革にともなう資本負担の僅小性を強調している。のみならず、むしろこれらの労働立法は、「労働不安に対抗する保険」あるいは「労働の平和と協力」を取付け、「散発する山猫スト」(ibid., p. 117, p. 125, 訳、一五八、一六八頁)を封殺する有力手段となり、その面では積極的な資本政策にほかならなかったと主張しているのである。

安保哲夫氏も、同様に、資本に対する「失業救済コストの直接的負担」は「この程度の」比較のわずかなものに止まった。労働者・大衆の「不満を吸収」するための「社会改革路線」は、同資本負担よりも「これに体質的になじめないビジネス界の」「硬直化した神経を逆なで」し、「心理的」悪影響を与えるところがはるかに大きかったとして、主に資本家の心理的負担への影響に止まり、それがビジネス・コンフィデンスの喪失に結びついたことを説いている（前掲、安保哲夫、七三、六三、六二頁）。

他方、加藤栄一氏は「労働者の社会的同権化と労働する権利（『完全雇用』）とを保障するということは本来的に資本蓄積を制約するものであり」、それゆえ「資本にとっては止むをえない譲歩をなす」ものであるとして、それが実質的な資本負担増につながることを明瞭に指摘されている。だが、同氏は同時にその労働同権化等にもなう「利潤圧迫」・蓄積阻害要因は、他方インフレ政策によって軽減・除去され、同資本負担が相殺される関係にあるとし、したがって「譲歩」としての労働者和策は、インフレ政策の裏付け・組合わせの下で、政治的な体制安定・維持効果をもつ上に、さらに資本負担をも実質上免責しうるがゆえに、資本にとって許容されうる、資本の政策の一種であると主張されている（前掲、『フ』、八〇頁、「視角」、二四頁）。

なお、このうち藤井洋氏の所説は独特である。同説のばあいは、同じ「総資本」国家による総資本的政策といつても、右の諸論者のような体制維持のための譲歩策としてのそれではなくて、恐慌・不況の激化緩和のための景気政策としてそれが位置付けられているのである。すなわち、恐慌に対して金融資本は独占組織の強化によって対応する。しかしそうした独占組織の強化は「金融資本的組織化」の高度化によって恐慌・不況はますます激化し、ついには資本家的再生産過程崩壊の危機をひきおこす事態にまで発展する。そこで「国家権力の出動が余儀なくされ」、国家的施策によって金融資本の独占組織の高度化を規制し、それを通して恐慌・不況の深化を緩和し、再生産過程を軌道にのせなければならなくなる。その「金融資本的組織化を規制する」ための、総資本的立場から行われる国家施策が「総資本的組織化」政策（労働基本権の法認等労働立法・労働運動助成策および反独占政策からなる）にはかならない。ここでは同「総資本的組織化」政策によって、個々の金融資本は「かえって、救われ」、金融資本への規制が金融資本の利益になるのであり、それゆえ「総資本的組織化としての国家の出動」が資本によって、「認容」されうる関係がある。この意味で、ニュー・ディール国家による「総資本的組織化としての労働運動助成政策と反独占政策」すなわち社会改革政策は、まったく国家が「総資本

的立場」からする、資本のための政策にはかならないと意義付け、主張しているのである（藤井洋、前掲、各所）。

だが、右のように恐慌・不況の激化を緩和・防犯つするための政策的手段とすると、労働基本権保障や反独占的企業規制などは、好況時には当然ながらその存在理由を失ってしまうのであり、それが好・不況を問わず恒常的装置として資本主義体制内にビルト・インされることは明らかにありえない事柄になるのである。その点からも、その他国家「総資本」論などの疑問点を別にしても、同説の誤謬は明らかであるといえよう。

その他、ニュー・ディール政策の「反独占と労働保護を内容とした改革」を、「景気回復」策として理解する戸原四郎『恐慌論』（筑摩書房、一九七二年、第七章）、同「ニュー・ディール政策の変遷と限界」（鈴木鴻一郎編『マルクス経済学』の研究、下）、東大出版会、一九六八年）も、藤井説とほぼ同説といえよう。

右のように、同論はニュー・ディール政策の基本がむしろ社会改革の側面にあること、しかもそれは従前の金融資本的政策とは区別される新しい現代的な体制維持政策であることを積極的に主張している点で、前述の金融資本国家政策論よりより進んだ議論であるといえることができる。

だが、同論には次のような重大な難点があるのである。

第一に、先にみたようにここでは、資本＝総資本視することによって、「譲歩」としての労働有和策を資本が要求する資本の政策とし、かつ国家も資本利益を代表する資本国家（すなわち「総資本」国家）としているのであるが、まず肝心のその総資本概念が成立しうるものであるかどうかが問題である。

そもそも資本は「自己増殖をなす運動体としての価値」（大阪市立大経済研究所編『増訂経済学小辞典』、岩波書店、一九五六年、四一九頁）であり、それ以上でも以下でもない。しかも、資本はあくまで個別的運動体としてのみ存在し、かつ最大限利潤を求めて激しく相互に競合しあい、生残りゲームをそれぞれ闘っているのはいうまでもな

い。そして「個々の資本は、それぞれその価値増殖を目標として、価格の変動によって規制せられながら、社会的需要に応じ」、「全社会の労働力を生産手段と共に……配分する」（宇野弘藏『経済原論』、岩波全書、一九六四年、一六頁）のであり、それら資本の絡み合いによって結果的に社会的再生産の全体的有機的編成が実現され、経済原則を特殊に充足する組織体が資本主義なのである。ここでは個々の資本の集群体それ自身が社会的総資本なのであって、総資本なる実体が個別資本とは別個に実在しているわけではないのである。個々の資本から独立・自立化した存在としての総資本および同総資本の固有な要求や意志、あるいは「総体としての資本の理性」などは、明らかに「一つの『擬制』にすぎず、『觀念』における存在」物で、抽象的な「単なる『想定』」（岸本英太郎『社会政策論の根本問題』、日本評論社、一九五〇年、三八四頁）であろう。岸本英太郎氏などが主張されているように、そうした「何等の意志をも持たない」觀念的「想定」物ないし虚構としての「総資本」は、とうてい特定の具体的な政策の推進力たりえないのであり、「これが……政策の主体だとされることは、重大な觀念的謬論」（同、二〇五、三八四頁）にならざるをえないのである。

たしかに、現体制の維持によって最大利益を享受するのは金融資本であるのにはちがいない。したがって金融資本が体制安定化に重大な関心をもち、それに利益を感じるのは当然であるといえよう。とはいえ、個別資本の願望を、資本総体としての統一的意志に集中・集約し、さらにその統一的意志を各個別資本に強制しうるメカニズムを資本主義は本来的に備えているものではないのである。個別資本とは別個のロジックをもつ「長期的視野に立つ」「理性」的な総資本の立場は、觀念的には考えられても、現実の実行性をもつ主体的力能としては実在しえないといえよう。たしかに現代資本主義においては、金融資本的独占組織の発達や、国家政策への政治的影響力行使を目的とする種々

の資本家団体の跋扈・跳りようがみられるのは事実である。だが、独占・非独占間の対立関係を別にしても、不断の独占資本間競争は避けられないのであって、全国的規模の単一トラストでも形成されえないかぎり、全資本を打って一丸とした統一的意思ないし立場が形成・成立しうるかどうかはすこぶる疑しいのである。かりにいゆる開明的資本家が登場して、体制維持のための代償として資本譲歩の合理性を個々の資本家に説得することがあったとしても、それはもはやいずれにしても資本の立場によるものとはいえないであろう。じっさい、体制維持策としてのニュー・ディール政策に対してアメリカの代表的な資本家・資本家団体のほとんどが徹底的に反抗し、組織的反対運動を展開した事實は、総資本的政策の要求や総資本的意志なるものが非現実的・「虚構」的性格のものであることを示す具体的証左として理解されうるのである。

右のように、総資本なるものの実体および総体としての資本意志の实在性が疑わしいとすれば、総資本的意志の代理・執行人としての「総資本」国家の範疇は当然ながら成立ちがたいといわねばならないのである。

そのほか、総資本≡国家論は、「資本制社会の経済的範疇たる」資本と政治「社会的範疇たる近代国家」とを単純に同一視し、その「混同がある」(氏原正治郎「社会政策の社会理論のために」、『経済評論』一九四九年二月号、四七頁)という無理を含んでいる点もみのがせない。私的経済機構としての資本と社会全体を統括・代表する公的権力機構としての国家とは、明らかに区別されなければならない別個の組織体であり、後者は前者のたんなる代理・代替機関ないしその延長機構に解消されてしまいうるものではないのである。「階級の支配」を貫徹くにしても、ブルジョア「国家的な強制的機構は、支配階級の私的な機構……から切りはなされ、公的権力という、非個人的な、社会からはなれた機構の形態をと」り、「非個人的な『一般意志』、『法の権力』などとして現実にあらわれる」(パシユカ

ーニス、稻子恒夫訳『法の一般理論とマルクス主義』、日本評論社、一九五八年、一四六、一四七、一五〇頁)の
 ある。現に、先にニュー・ディール体制について具体的にみたように、現代国家は支配的な金融資本利益のみを代
 表し、それに一方的に従属しているわけではないのである。

第二の問題としては、同論では労働基本権保障等社会改革政策が資本政策に解消されてしまっている点があげられ
 る。同論におけるように、労働基本権保障等労働有和策は、たとえ資本利潤の侵食・圧迫要因であったとしても、他
 方では同時に、「反体制エネルギーの体制内吸収」——剰余価値生産の安定化の効果をもち、資本に対して間接的利益
 を与えるから、その面において資本利益に合致し資本の政策たりうると主張するのは、明らかに資本概念の拡散・濫
 用ないし破壊につながるものである。前述のように資本はあくまで価値増殖の追求を唯一絶対の目的とする自己増殖運
 動体であって、それ以外の何ものでもないからである。また、同労働有和策を、総資本を基礎にする、総資本のため
 の政策ともいえない理由は右にみた通りである。

しかもさらに、あくまで資本政策の一環とすることによって、ここでは労働有和ないし社会改革政策が必然的に随
 伴する資本負担・資本利益掣肘側面が不当にも軽視されてしまっているのである。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

(14) たとえばE・S・グリーンバーグは、前述のように(注13)社会保障制度と労働基本権保障について、「労働不安に対抗する
 最良の保険」で「ラジカルな変革への要求を鈍化せしめる」とか「労働平和の状況を生み出すのを助け」るものとして、
 それが主として資本利潤の安定的確保・促進効果をもつ面を強調し、「社会保障法及びワグナー法の如き」労働基本権保
 障は、「資本主義秩序に本質的に随伴するもの」であつた(E. S. Greenberg, op. cit., p. 117, p. 118, p. 126, p. 114, p.
 五八、一六九、一五三頁)と力説している。そこでは「完全雇用」は資本にとつてもたもつて背理であり、労働同権化や
 社会保障の制度化が資本に対して新しい負担増加を伴う側面が全く軽視されてしまっているのである。さらに、もし労働

基本権や社会保障制度が資本主義にとつて「本質的」・本来的性格のものならば、なぜ第一次大戦後になって初めてそれが定着・制度化されたのかも全く分からないのである。そのほか、グリーンバーグはニュー・デイルの社会改革の租税政策やTVA計画・公益事業持株会社法等反独占的企業規制政策についても、「富裕税」法の提案は「いささか誇張した振る舞い」(ibid. p. 114, 一五三頁)などと若干言及しているのみではほとんど無視してしまっているのである。

また加藤榮一氏も、「総資本」国家による政策として、同政策の中においても資本利益の擁護・金融資本の蓄積促進機能があくまで貫らぬかれているはずであることを強調する。そのために、NIRAの資本条項(反トラスト法運用停止等措置)をもっぱら資本蓄積補強策とし、さらにニュー・デイルのスペンディング政策も、それが失業者救済等のコスト負担を金融資本に強制する機構として機能した側面をまったく無視して、実質賃金切下げ・利潤回復のための、資本のためのインフレ政策として把握している。じつさには三〇年代には「インフレ体質がなお定着できなかった」(前掲「位置」四二二頁)ために同インフレ機能は十分に奏効しえなかったとしているのであるが、この点である。

(15) なお、ニュー・デイル期における労使団体交渉制度・社会保障制度の制定を、同制度と資本利益との合致を認めて、資
本家が積極的に推進し、それに力強い支持を与えた、といういわゆる「コーポリット・リベラリズム」論的指摘(E. S. Greenberg, op. cit., pp. 117—118, pp. 119—124, 一五七—一五八、一六〇—一六七頁、「コーポリット・リベラリズム」論
にこころは W. A. Williams, op. cit., など参照)は事実誤認であろう。「ゼネラル・エレクトロニクスのスウォープン(G. Swope)……のような、開明的で自らも企業別失業補償を行っていた資本家でさえ、失業保険法に対しては、じじつ
「五%の賃金税は高すぎるとかいて反対した」(東大社会科学研究所編『ナチス経済とニュー・デイル』、東大出版会、
一九七九年、三三三頁)し、ワグナー法に対する資本家側の反対態度はさらにいっそう強硬であったのである(L. Bernstein,
Collective Bargaining Policy, 1950, chap. 8 など参照)。

もちろんワグナー法等に対するごく一部の資本家の賛成論がなかったわけではないが、圧倒的多数の資本家が一致し
て労働基本権法認等に対して反対側に回り、強硬反対論が財界主流をしめた点が重視されなければならないのである。

要するに、資本政策および「資本国家」枠に固執して、あくまで資本政策の一種とすることによって、同論はニュ
ー・デイル社会改革政策の資本政策をこえる面、ニュー・デイル国家の「資本国家」と乖離する側面を、結局看

過ないし軽視してしまっているのである。

第三に、だが、何といっても最大の問題点は、同論によってはニュー・ディール社会改革政策の経済的歴史的必然性およびその本質的意義がほとんど把握・せん明されえないことである。ややくわしく立入ってみてみよう。

まず、P・M・スウィーजीの説についてみると、スウィーजीは正統派マルクス主義のいわゆる階級国家論に立脚して、国家は「支配階級の手中にある道具」であり、さらに「国家の最高目的」は「所与の社会形態の存続と安定を擁護することにある」(P. M. Sweezy, *The Theory of Capitalist Development*, 1949, p. 243, p. 244, 都留重人『資本主義発展の理論』、新評論社、一九六七年、三〇〇、三〇二頁)と断定し、その上で、そのための国家的方策として、いわゆる「ゲバルト国家」機能(物理的強制力)のみでなく、合わせて「譲歩する」方式もありうることを強調する。すなわち、「もしも譲歩しなかった場合の結果が体制全体の安定と機能にはなはだ危険となるおそれがあるときには」、国家は「労働者階級に譲歩するために利用され」、「資本家階級は、国家活動を媒介として……譲歩」を与えざるをえなくなる。このばあいは、「国家による行動が、資本家の……直接的な経済的利益にそむくことがありうる」のであり、資本の「直接的な経済的利益を犠牲にしても……国内の平和と安寧」の「維持」が、国家的「至上命令」(ibid., 三〇七、三〇六頁)として追求されるとするのである。そしてニュー・ディールはまさしく「体制自体を救う唯一の可能な途」として、広範な「改革と譲歩の政策」(P. M. Sweezy, *Present*, p. 195, 邦訳、二二七頁)を断行した代表例であったと歴史的に位置付けるのである。

ところで、なぜ三〇年代・ニュー・ディールにおいて初めてそうした社会改革的「譲歩の政策」が展開されなければならなかったのか——いうまでもなく「社会改革が広汎におこなわれた」のは「ニュー・ディールの時期」の「特徴

であ」(Ibid., p. 113, 一三二頁)り、これ以前には「改革と譲歩の政策」はほとんどみられなかったのである——。スウィーजीーはその第一義的要因を「革命的脅威の具体的な現実化」ないし「階級対立の烈しや」(Theory, p. 249, p. 248, 三〇七、三〇六頁)に求めている。一九三〇年代における労働者の組織的反抗の増大・階級対立の激化により、「譲歩しなかった場合……体制全体の安定と機能」が「危険となる」事態が生じた。そこで「大衆の不満を比較的安全な方向へ導く効果をもつような」「いままでになく急速なそして広範囲な改革のプログラム」が「必要」(Theory, p. 249, 三〇七頁、Present, p. 56, 六八頁)不可欠となった、と主張しているのである。⁽¹⁶⁾

(16) もっとも、スウィーजीーは他方では「一九二九—一九三三年の激烈な不況は、アメリカ経済の構造を根底から揺り動かした」そのため「政府活動のいちじるしい増大を含む改革と譲歩の政策」(Present, p. 195, 二二七頁)が必至となったとして、その要因を一九二九年恐慌の激甚性に求めている個所もみられる。しかしそこでは、恐慌がどの程度激しければ「譲歩」が必要とされ、また必要とされないのか、そしてそれはなぜなのかはいさゝか不明である。しかも恐慌の激烈さと階級対立の激化・労働者の組織的反抗の増大とは、比例的・一義的關係があるわけではないのはいうまでもないのである。たんなる恐慌の量的な激しさの程度からいじつさいスウィーजीーには第一次大戦後の資本主義経済過程の変質および一九二九年恐慌とそれ以前の恐慌とを質的に区別する視点がまったく欠落している、三〇年代という特定時点における歴史特殊的政策を導くのはいかにも無理である。

ちなみに、スウィーजीーは一九世紀イギリスの工場立法を、資本「譲歩」策の事例としてあげているのであるが(Theory, chap. 13)、それは正当とはいえないであろう。一言でいえば、同工場立法は、労働基本権保障・社会保障制度などのばあいとは異り、積極的な資本負担増加をとまなう性質のものではなかったからである。イギリス工場法についてはさしあたり山本哲三『資本論と国家』(論創社、一九八三年)などを参照されたい。

加藤栄一氏のばあいもほぼ同様である。すなわち、第一次大戦後の労働者階級の政治的力増大と大恐慌勃発による「経済の混乱閉塞状況」を背景にして、「反体制運動の昂揚」から深刻な「体制危機」「革命情勢」の危機が発現し

た。したがって、そうした「革命主体を妥協にひきずり込み」、体制内につなぎ止め、「体制を……救出」するために、かつて例のない積極的な「政治的操作」が必要不可欠となった。それが労働同権化等労働有和策Ⅱ資本の「譲歩」策——なぜなら「労働諸権利の拡張」は資本の「実質的負担を伴う」から——にほかならない。同「操作」により、「反体制エネルギーを抑制」しつつ体制動揺の危機をしのいだのが「ニュー・デール」であり「ワイマル共和国」体制であった、という主張である（前掲『ワ』、「位置」、各所、参照）。つまり、スウィージューのばあいとほぼ同様に、労働勢力の強化、反体制エネルギーの増大という第一次大戦後に固有な政治的条件・情勢に、「譲歩の政策」としての社会改革政策の第一義的要因を求めているのである。

ところで、右の見解に対しては次のような疑点があるのである。（一）三〇年代のアメリカの政治情勢の実際は、右のような加藤氏などの議論とは明らかに異っていたこと。アメリカの大恐慌がとてつもなく深刻で破滅的な経済的崩落であったのは事実である。がしかし、同恐慌時には、アメリカの労働組合は却って大量失業者累積の圧力から組織力を大幅に弱めて、戦闘能力を失い、アメリカ社会党等左翼政党もいぜんとしてマイナー勢力のまま政治的影響力をほとんどもたず、その他失業者・大衆運動も分散・散発的であって、一部農村地域をのぞき「革命情勢」「反体制エネルギーの高揚」といった事態からはほど遠い有様であり、大恐慌は、「アメリカにおいては革命に近いものもたらしなかつた」（F. L. Allen, *The Big Change*, 1932, p. 150）¹⁷⁾ 階級の「対決よりは不安定化と無気力化がアメリカ資本主義の危機の特徴であった」（東大社会科学研究所編、前掲、三三五頁）というのが実情であった。したがって政治的な体制的危機に対応し、高揚した「革命エネルギーを吸収」するための「政治的操作」として、三〇年代におけるアメリカの労働有和・社会改革政策は導かれたいのであり、「直接に革命エネルギー吸収を」、ニュー・デー

ル労働政策の「目標と解する」のは「無理という他はない」（榎本正敏「現代資本主義論の方法」『経済学批判』第二号、二九、三〇頁）といいうるのである。

(17) くわくは、P. Wecker, *The Age of the Great Depression 1929—1941*, 1948, W, Manchester, *The Glory and the Dream 1932—1972, 1973, 1974*, 鈴木主税「栄光と夢（一）」『草思社』一九七六、新川健三郎「大恐慌期におけるアメリカの左翼勢力と大衆運動」『歴史学研究』別冊特集、一九七一年）など参照。

むしろ、階級対立の激化・体制勢力と反体制勢力の正面衝突の形をとって政治的革命的危機が燃え上り、体制震撼したのは三〇年代初頭のドイツにおいてであった。ドイツにおいてこそ、体制への協力を取付け、切迫した革命を「流産」させるための対労働宥和・「改革と譲歩の政策」が緊急必要不可欠事であったといいうるはずである。にもかかわらず、じじつはそれとはまったく反対に、同国では労働組織・労働者政党の徹底的な弾圧と解体、労働者権利の完全な剝奪が強権的・暴力的に断行され、一国Ⅱ一党Ⅱ一指導者原理の下で極端なナチス・ファッショ支配体制がしかれたのは周知のとおりである。そのさいドイツではヴェルサイユ体制による賠償負担等の重荷、国際収支上の脆弱性など、アメリカとは異なる特殊な制約事情があったのには違いない。だが、「革命的危機にはほど遠い状況にあった」アメリカで労働宥和の政策が一挙的に進展し、逆に深刻な「革命的危機」に現実的に直面したドイツでは労働者権利が徹底的に剝奪・否定された事實は、反体制エネルギーの高揚、革命的情勢といった政治的条件に、労働宥和策の第一義的・決定的要因が求められないことを示しているといえよう。少なくとも三〇年代アメリカ・ニュー・デールにおける労働者権利の拡大・社会改革政策は、労働者の組織的反抗の増大、「政治的主体的表現としての階級対立の激化」といった政治的要因に、その直接的根拠があったとは事実上いえないのである。

もちろん、この時アメリカでは総労働力人口の二〇%をこえるという前古未曾有の規模の膨大な失業者が構造的に累積していた(三一—三五年間の年平均失業率二〇・四%)のであるから、体制動揺の危機がなかったはずはない。そこで、ニュー・デールの労働有和・社会改革政策を、「反体制運動の先取り政策」(森恒夫『現代アメリカ財政論』、日本評論社、一九七九年、一七三頁)とし、それが反体制エネルギーの政治的危機への発展を遮断する効果を發揮したがゆえに、階級対立の激化が防あつされていた、とする見解もみられるのである。だが、将来起りうる事態を予め推量し先回りして予防的措置を講ずる合理的メカニズムを政治的機構が本来もちうるものかどうか、つまり本質的にプラグマティックで場当たり政策に終始し、「事態を処理するよりも事態によって処理された」といわれるルーズベルト政権が、果してそうした理論的・先回りのな「体制危機に対する先取り緩和策」(同、一二二頁)を、資本家側の強硬な反対を押しつけてまで強行しえたものかどうか、すこぶる疑問である。むしろ森氏の同見解は結果論的解釈とみることができよう。すなわち、積極的な構造的な大量失業救済政策や農業政策が施行された。それによって労働者・小農民等が宥められ、反体制エネルギーの噴出が抑制・発散されて、政治的危機に發展せずに潜在化・沈澱した。この事態を結果からみて、体制的危機に対する「先取り政策」と規定した見解にすぎないと理解されうるのである。いずれにしても同議論は事実と合致していないのであり、ここではニュー・デールの社会改革政策の必然性がせぬ明されているとはいえないのである。

(二)同議論ではニュー・デールの労働有和・社会改革政策の内実が明らかにされえない点。先にみたようにそこでは、反体制エネルギーの吸収のために、「労働者の要求」「反体制運動の要求」に対して国家Ⅱ総資本が資本「讓歩」的政策として「とり入れ」たものが、労働有和策であり、ニュー・デールの「民主主義的諸改革」であったとされ

ているのであるが、とすると、当然ながら次の諸点が問題となるのである。

第一に、ではそうした社会保障、労働基本権保障等の「労働者の要求」「反体制運動の要求」はいかにして形成されたのか。⁽¹⁸⁾

(18) たとえばアメリカ最大でかつほとんど唯一の労働組織であったAFLは、発足時(一八八六年)以来一貫して、失業保険・老齢年金等社会保障制度や最低賃金制に対して反対の立場をとりつづけ(R. Marshall & B. Rungeing, *The Role of Unions in the American Economy*, 1976, 山本隆道『アメリカの労働組合』、サイマル出版、一九七九年、第二章など参照)。三〇年代になって初めて態度変更し、三三年に失業保険法案、三四年に包括的社会保障法案への支持を表明するにいたっている。この時期までアメリカの労働組合・労働者が社会保障計画に対してほとんど関心を示さなかった(M. Deber & E. Young, *Labor and The New Deal*, 1957, chap. 7, など参照)のはなぜか。また、労働基本権保障要求についても、従来の熟練労働者による職能別組合のそれから、三〇年代には未熟労働者による産業別組合のそれへ重点シフトしているのであるが、それはなぜか。

ちなみに、「社会保障形成の要因になったのは、三〇年代以降の資本主義の危機的段階における「たんなる」窮乏化と労働社会運動の発展である」(下山房雄他『社会政策②』、有斐閣、一九八一年、一六四頁)とはもちろんいえないのである。じっさいに、アメリカの「社会保障制度は、一つとして組織労働者によって生み出されたものではなく、彼らの影響力によって達成されたものはない」(M. Deber and E. Young, *op. cit.*, p. 244, 永田正臣他『現代アメリカ労働運動史』、日刊労働通信社、一九六四年、三四七頁)だったのであり、またたんなる労働者・農民の窮乏化の程度ではなく、三〇年代における窮乏化の質的歴史的 성격が問題であったからである。

第二に、当時AFL等労働組合やアメリカ社会党等反体制勢力の要求は、団結・団体交渉権保障等にとどまらず、産業国有化・減税・スラム清掃・経済計画化など多種多様、広範におよんでいた(AFL年次大会報告、アメリカ社会党政策綱領など参照)。このうち国家政策として取入れられ実現されたものと、政府当局によって断固として拒絶

されたものがあつたのであるが、それはなぜなのか。⁽¹⁹⁾

五八

(19) それらのうちの「ブルジョア社会的」な要求が「ブルジョア社会になじむ形」で取込まれ、「資本主義になじまないもの」は排除された、というのではもちろん片付かないのである。加藤氏自身が指摘されているように労働基本権保障・労働同権化や生存権保障は本来的に「ブルジョア社会的」要求とはいえず、むしろ「資本主義を否定する要素」ないし「社会主義的要素」ともいえる性質のものであるからである。「社会主義的要求」のなかで、労働同権化、生存権保障など「資本主義の枠内に取り込」まれたものと、その他排斥されたものがあつたのであるが、その事由は何であるかである。

第三に、そのさいの対労働宥和策が、なぜ「労働基本権の承認」・「完全雇用」・社会保障制度・最低労働条件の法的保障等の具体的な形態をとるのか、そしてそれら諸要素の本質的意義は何であり、またいかなる相互有機的関連性のもとにあるのか。⁽²⁰⁾

(20) これについては前述したからくり返さない(拙稿「ニュー・デールの失業救済政策四」『筑波大経済学論集』第一四号、結語の項など参照されたい)。ともかく、労働基本権・雇用・社会保障および労働基準保障等は、それぞれ個々の機能をもち、かつ相互補完的關係にあるのであり、たんなる労働宥和策として一くくりにすることはできないのである。

右の諸点は、強大化した労働運動の要求や反体制勢力の政治的圧力の増大―それに対する国家Ⅱ総資本による政治的「譲歩」という労働運動・圧力論自体からは基本的に解明されえないのである。明らかに労働運動論や政治勢力論および「譲歩」・妥協論をこえる別個のロジックが、そこでは必要とされるのである。

その上さらに第四に、スウィーシーや加藤氏の議論では、労働宥和策がいかにして反体制エネルギーを吸収するか、それがいかなる経済的效果をもっているのかも、かならずしも分明ではないのである。ここでは、労働基本権保障等宥和策はもともと政治的要因にもつき導入された「政治的操作」物とされているのであり、その第一義は労働側の反体制エネルギーの吸収・体制内協力の取付けという政治的效果にあるのであって、もっぱらそうした政治的

効果をもつものとして意義付けられているのである。極言すれば、そこでは政府当局による労働有和策採用のたんなる「口約束」や「レトリック」であっても、一定の政治的効果をもちさえすればその目的は十分に達成されうる関係にあるのである。したがって同有和策それ自体は、その経済的効果ないし経済的意義については本質的に無関係といゆるのである。じっさい、同議論においてはそれはもともと何らかの経済的課題解決のための対策として、一定の経済効果を目的にして導入されたものと、されているわけではないのである。もちろん、一定の政治的効果を得るためには何らかの経済的効果が不可欠であり、「労働者の政治的同権化」は「経済的同権化を伴」(加藤栄一『ワ』、五五頁)うはずであるという主張も道理である。しかしそのばあいの経済的効果は、政治的效果に付随し、かつ政治的效果をうるためのそれであり、付属的二次的性格のものにすぎず、ここでは経済的効果のその内実は確定されがたいのである。いい返えれば、たしかに労働側の権利拡大要求の汲み上げは、何らかの政治的あるいは心理的効果をもつにはちがいない。だが、それがいったいいかなる経済的機能と経済的意味を客観的にもちうるかは、それ自体からは何ら判明されえないのである。現に加藤説では、労働有和策の結果である「賃金上昇圧力」はインフレ政策によって相殺される関係にあるとされているのであり、労働者側にとって心理的満足感に残るにしても、労働同権化・有和策の実質的経済的意味は何であるかはいちじるしくあいまいになっているのである。労働同権化により、「労働者階級を實質的に宥和するにたる物質的利益とはいかなるものか……インフレ政策による資本の取戻しが行われるとなると、労働にとって結果的になに残るのか……ほとんど理解できない」(榎本正敏、前掲「方法」、一八頁)と批判されているゆえんである。⁽²²⁾

(21) じっさいには、氏のいわれるように労働同権化が賃金上昇効果へ結びつくとは、かならずしもいえない。なぜなら「労働

者階級の社会的同権化」は「法的な権利の承認にすぎ」ず、それが「実際に賃金引上げに役立つのかどうか、また役立つとしてもどの位の力をもつのか、それらはまったく経済的には評量できるものではない」(同、一七頁)からである。さらに、賃上げ効果にかならずしも結びつかないとすれば、管理通貨制によるインフレ政策が導入される必然性もありえないことになり、加藤説では現代資本主義におけるインフレ政策の必然性の根拠が消滅するという批判も成立ちうるであろう(同、一八頁参照)。

(22) 榎本氏は、労働者政策の「核心」をしめる労働同権化は、労働組織力によって「失業者との競争による労働条件の無秩序な悪化から雇用労働者を防衛し、生活保障する」(榎本正敏「現代資本主義論の方法をめぐって」『経済学批判』第五号、一八三頁)機能をもつものであるとして、その経済的意義を明確に指摘されている。

ちなみに、加藤氏のそれがいわば「政治的」労働同権化論というならば、榎本氏のそれは「経済的」労働同権化論という。榎本氏は経済的労働同権化機能を基礎にして、大衆民主主義のテコとしての政治的労働同権化が成立つ関係にあるのであり、その点加藤説は逆立ちしていると批判されている。

以上、加藤説については榎本正敏、前掲「方法」、「めぐって」を参照。

以上のように、「総資本」国家・「讓歩」政策論は重大な限界ないし欠陥をもっているのであるが、その根因はじつはスウィージー、加藤氏さらには藤井氏も含め同論者すべてが共通して、第一次大戦後における資本主義経済過程の歴史的具体的変化を看過してしまっているところに求められるのである。⁽²³⁾それと裏はらの関係で、第一次大戦後における労働者階級の政治的力量増大やソ連社会主義国成立のインパクト等政治的過程の変化要因が決定的に重視され、それに主にもとづいて現代資本主義的諸関係が理解され、構成されているのである。つまりそこでは、そうした第一次大戦後の政治的要因にもとづく反体制エネルギーさえ吸収・解消されさえすれば、さらに同吸収策にともなう蓄積阻害要因が相殺・中和されさえすれば、経済過程上の変化がない以上資本主義体制はいぜんとして安泰であり、社会主義に対抗しつつ安定的に推移・存続しうるとみなされているのである。したがって加藤説がもっとも明快に示

しているように、現代国家の基本的役割は戦後期固有のそうした政治的要因を相殺するための「政治的操作」としての政治的な「反体制エネルギー……吸収」機能およびインフレ手段による同蓄積制約要因の除去・「和解」策にあり、そしてその体制維持政策は資本負担を回避しながら反体制エネルギーを吸収し、政治的安定化効果をもつという意味で、金融資本の利益と合致する資本政策にはかならず、また国家もいぜんとして資本利益の擁護を貫徹し「資本国家」―ただし「総資本」―国家の形態をとる―に変わらない、という主張につながっているのである。

(23) それらの議論では、戦前の古典的帝国主義と区別される第一次大戦後の資本主義の経済過程の歴史的变化が把握されておらず、それ以前の古典的帝国主義期などにおける恐慌に対して、一九二九年恐慌の本質的差異がまったく明らかにされていない。そこでは、第一次大戦後の資本主義世界経済過程も「ヨーロッパ、後進国、アメリカのそれぞれにおける生産の量的収縮・拡大としてみとらえられ」、たんに「大戦後、ヨーロッパ、後進国の収縮に対してアメリカの拡大が対応して△安定▽したのに対し、大恐慌でアメリカまで収縮すると收拾のつかない△不安定▽に陥ったという」(降旗節雄編『現代資本主義論』、社会評論社、一九八三年、六二頁)程度の古典的帝国主義と共通的な不均等発展性の指摘にとどまり、新しい量産型重化学工業の発達・農工国際分業関係の崩壊など戦後期に固有な諸条件によって、帝国主義的關係の展開が基本的に阻害されているという第一次大戦後の資本主義に生じた決定的な経済過程の変化が見逃がされてしまっているのである。この点、加藤説については同、第一部第二章の詳細な批判を参照せよ。

たしかに同論の説くように、第一次大戦後、資本主義世界の政治的過程が大幅に変化し、ソ連社会主義国の出現にともなう「全般的危機」状況や労働運動の量的・質的拡大等要因によって直接的に媒介されて、政治的な体制的危機状況が現出したのはじじつである。だが、そうした政治的情勢の背後には、第一次大戦後における資本主義経済過程の変質すなわち資本主義の具体的な経済的機構的破綻のじじつがあったのであり、それによる未曾有な規模の構造的な大量失業の累積、世界的な農業不況という物的客観的根拠なくしては、ソ連社会主義国出現や労働勢力の増大等の要

因があったとしても、戦後期に固有な政治的な体制的危機はおそらく生じえなかったのに違いないのである。それら政治的要因は、そのさいの促進的要因として作用したものとみられるのである。したがって現代国家の役割の第一義は、そうした第一次大戦後における資本主義経済の特殊な状況に対応した特有な経済的機能に求められなければならないのも当然なのである。それでこそ、現代国家は体制維持という本質的機能を基本的に果しうる立場にあるのである。

かかる関係の看過が、ニュー・デール国家Ⅱ「総資本」国家、ニュー・デール政策Ⅱ同「総資本」国家による政治的な資本「讓歩」策ないし「消極的」資本政策の主意につながり、資本国家をこえる現代国家としてのニュー・デール国家の本質面の無視ないし軽視、ニュー・デール社会改革政策の政治的に偏倚した中途半端的な理解に結果してしまっているわけである。

(未完)

(付記) 本稿(一)は、「ニュー・デールの失業救済政策Ⅳ」の付論として前号に収録されている。